

患者送迎バス運行管理業務仕様書

1 名称

患者送迎バス運行管理業務

2 趣旨

地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院周辺における、患者確保及び患者の利便性向上の観点から、交通手段を確保するものである。業務の実施にあたっては、関係法令及び法人が定める規則を遵守するとともに、本仕様書に基づき業務の遂行にあたる。

3 場所

- 地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院周辺
- 阪急西院駅周辺

4 期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

(1) 患者送迎バスの運行

ア 運行日時

- 運行日は、令和7年4月1日から令和9年3月31日間に於ける月曜日から金曜日とする。但し、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は運休とする。
- 始発は8時40分に京都市立病院を出発し、最終便は17時00分に京都市立病院に到着する。なお、始発以降は、京都市立病院を20分間隔で出発する。

イ 運行ルート

- 京都市立病院北ロータリーを出発後、御前通を北上し、御前高辻及び西大路高辻の交差点を右折し、西小路綾小路の交差点の約50m手前付近の車道脇に停車する。その後、西大路通を北上し、西大路四条及び四条御前の交差点を右折し、京都市立病院北ロータリーに停車する。但し、北ロータリーから西小路綾小路の交差点の約50m手前の車道脇までの間のルートについて、受託者が上記よりも合理的なルートを提案した場合、委託者はその提案に基づき、ルートを変更することができる。

ウ 車両

- 受託者は、定員9名以上（運転席は除く。）、全幅190cm以下を満たす車両を手配する。
- 停留所で待つ利用者が、京都市立病院の患者送迎バスであることを判別できるよう工夫する。
- 受託者は、点検、清掃、整備等、安心、安全、快適な運行に支障を生ずること

がないよう努める。

- 法定点検等、車両が走行できない場合、受託者は代車を手配し、運行に支障がないよう努める。

エ 料金

- 利用者から料金を徴収しない。

オ 運転手

- 運転手は道路交通法を遵守して、運行を実施する。
- 運転手は利用者に対して、親切、丁寧な対応を心掛け、利用者には不審、不快な想いをさせることがないように注意する。
- 障害者、高齢者等が乗車する際、十分に配慮するとともに、利用者の乗降に介助が必要な場合、運転手を実施する。
- 運転手は、病院施設を利用していない等、不審な利用者を見かけた際、当該利用者に対して、バス利用は病院利用者に限ることを伝える。
- 運転手は、状況によって、車内に積載しているAEDを使用して応急処置を実施する（AED機器については病院が準備する）。
- 運転手は軽易な車両故障に対応できる。
- 運転手は業務実施に適した清潔な服装並びに名札及びマスク（必要に応じてフェイスシールド）を着用する。
- 受託者は、運転手の問診（体温、症状等の確認）を実施し、常に運転手の健康管理に留意する。
- 受託者は運転手の心身の状態を把握することで、安全な運行を確保し、運転手の健康状態に不安や問題がある場合、業務に従事させてはならない。
- 業務の適正な実施及び秩序維持の観点から、委託者が運転手を不適当と判断した場合は、その変更を受託者に要求できる。

(2) 報告

- 受託者は各便の利用者等を記載した業務日誌を作成するとともに、月報及び年報を作成の上、委託者に提出する。
- 本業務に係る実態について、委託者が関係書類の提出を求めた場合、受託者は速やかに提出する。
- 受託者は、事前に緊急時の連絡体制を整備し、委託者に書面を提出する。
- 受託者は、緊急を要する内容がある場合、速やかに委託者に報告する。

(3) 運行案内文書（チラシ、ポスター）の作成

- 受託者は、時刻表及び運行ルートが記載されたチラシ及びポスターの作成及び印刷を実施する。

(4) 教育

- 受託者は安全運転を管理する責任者を配置する。

- 受託者は、業務を執行するに当たり交通安全に万全を期し、運転手に交通安全教育を徹底させる。
- 受託者は定期的に運転手の教育研修を実施する。
- 受託者は、運転手の選定に当たり、審査を実施する。

(5) 事故対応、利用者対応等、対応全般

- 運行中における利用者等からの苦情については、運転手が対応する。
- 運転手の責に関わらず、交通事故、事件等（以下、「事故」という。）が発生した場合、運転手は当該事故処理に対応する。
- 受託者は速やかに事故を調査し、委託者に口頭で詳細を報告するとともに、事後に報告書を提出する。
- 受託者は、事故による欠便を最小限にするよう努める。
- 天災、その他やむを得ない事由により、運行の変更又は中止となる場合、受託者は速やかに委託者に報告する。

(6) 損害賠償

- 患者送迎バス運行管理業務に起因する損害又は傷害に対する賠償については、受託者がその責を負う。但し、受託者の責によらないものについてはこの限りではない。
- 機構所属職員、患者等の故意及び過失による事件及び事故の損害については、委託者がその補償又は賠償の責を負う。
- 受託者は、任意保険、その他必要な保険に加入する。任意保険内容については、以下の条件を満たすものとする。

①対人賠償	無制限
②対物賠償	無制限
③搭乗者傷害	500 万円/名
④人身傷害（無保険車障害 2 億円）	5,000 万円
⑤車両	時価額

(7) その他

- 業務内容に記載する事項以外で、本業務の趣旨及び目的を達成するために必要と認められるものについては実施する。

6 委託料

受託者は、毎月月末に請求書を用いて請求する。委託者は請求内容が適正であるか確認後、翌月末に、口座振替で指定銀行口座に支払う。

7 その他

- (1) 本仕様書に規定する事項は、法令及び監督官庁の指導に則り、受託者がその責任において履行する。

- (2) 受託者は本業務に係る問合せに対し、誠意をもって対応する。
- (3) 受託者は、業務上知り得たことについて、契約期間の内外を問わず、委託者の許可を得ずに外部に公表又は漏らしてはならない。特に利用者等に係る個人情報については、口外してはならない。
- (4) 契約書及び本仕様書に疑義が生じた事項については、関係法令、本契約の趣旨に従い、その都度、委託者と受託者が誠意を持って協議の上、定めるものとする。

以上